

伊東市立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～ 伊東市を担う子どもたちの健やかな成長と教職員の心身の健康の保持増進を目指して～

令和 8 年 4 月

伊東市教育委員会 教育指導課

I 伊東市立小学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画の策定について

1 背景

(1) 国の動き

働き方改革の目的

教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行う。

(令和7年9月26日 文部科学省)

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。

令和7年6月18日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という)等の一部が改正され、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的に進めていくことが示されました。具体的な措置のひとつとして、この「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び実施状況の公表等が義務付けられました。その中で令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、具体的に次の3つの目標が示されています。「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%」「1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度」「1年間時間外在校等時間を360時間以下」

さらに、「学校と教師の業務3分類」が示され、業務分担の見直しや適正化等、在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを実施することや、業務の持ち帰りを原則行わないこと、また実態把握とともに縮減に向けた取り組みを進めることも示されました。

今般の改革の目指すべき方向性として、教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組みづくりに取り組むことが大切です。

(2) 県の動き

静岡県の学校における業務改革プラン策定の目的

静岡県の学校を元気で魅力あふれる教職員の手で、夢いっぱいの学校にするために、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間、自己研鑽の時間等を確保することにより「教育の質の向上」を目指す。長時間勤務を是正することにより「教職員の心身の健康の保持増進」を目指す。

令和7年12月静岡県教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間、自己研鑽の時間等を確保することにより「**教育の質の向上**」と長時間勤務を是正することによる「**教職員の心身の健康の保持増進**」を目指した「学校における業務改善プラン(業務量管理・健康確保措置実施計画)」を改定しました。このプランでは令和8年度から令和10年度までの3年間で新たな期間として引き続き取組を推進していくことが示されました。学校においては、本プランを踏まえた業務改善目標を設定し、校長のリーダーシップの下、組織的改善を進めるとともに、個々の教職員も業務改善に取り組んでいくものとしています。

本プランにおける令和10年度に目指す目標として次の6つが示されています。①自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合100% ②児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合100% ③時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合0% ④1年間における教員の時間外在校等時間の1箇月平均時間30時間以下 ⑤精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率1.1%以下 ⑥年次有給休暇の年間平均取得日数16日

また業務改革の取組として「人的資源の配置・活用」「業務量の削減」「業務の効率化」「地域・家庭、関係機関等との連携・協働」「健康及び福祉の確保に関する措置」の5つが示され、教育委員会と学校が協力しながら具体的な業務改革を進めていくことが求められています。

一人一人の教職員と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となり、「児童生徒のため」「教職員自身のため」になる働き方や就業環境について、みんなで考え、改善していきたいと考えています。

(3) 市の動き

伊東市教育大綱 =生涯にわたって学び続ける伊東市民=

これからの伊東市を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、また市民一人ひとりが自己の人格を磨き生涯にわたり美しいふるさと伊東で学び続けることができるよう、市民と行政が志を持って、“対話と融和で「未来を拓く」教育行政を目指す。

伊東市教育委員会では、教職員も「労働者」であり、市民であり、教育に係る専門家であることを念頭に、伊東市の教育大綱に沿って教育行政を進めています。

これまでも低学年、特別支援、多人数学級等への支援員の配置、スクールサポートスタッフの全校配置、別室登校支援員の中学校全校配置等人的支援をはじめ、エアコンの設置、特別支援教育ソフトの全校導入等、各学校と連携を図る中で教育の充実及び学校の学習環境の整備に努めてきました。

また、校務支援システムの効果的な運用、GIGA スクールの構築、伊東市部活動、部活動の地域展開の検討、部活動ガイドラインの改訂、学校閉庁日の設定、関係各所へのアンケート・配布物の厳選を求めた通知の発出、留守番電話の導入等、教職員の負担軽減に向けた取組も行っています。しかし、一定の効果は見られたものの、引き続き総合的かつ計画的に働き方改革を推進しているところです。

2 策定の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっており、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自ら学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっています。

国は、令和7年6月に給特法等の一部を改正する法律を公布しました。これにより、教育職員のサービスを監督する教育委員会には、文部科学大臣が定める指針に即して、サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（「業務量管理・健康確保措置実施計画」）を定めることが義務付けられました。教育委員会としては、プランを参考に県教育委員会と連携・協力しながら、所管の学校における業務改革の推進を支援していきます。学校においては、プランを踏まえた業務改善目標を設定し、校長のリーダーシップの下、組織的改善を進めるとともに、個々の教職員も業務改善に取り組んでいくものとします。

平成31年の中央教育審議会「働き方改革答申」以降、伊東市教育委員会では、令和2年度より働き方改革を推進してきました。国県の実態や令和7年度までの本市の勤務実態等も踏まえながら、教職員を取り巻く環境のさらなる改善を図るとともに、働き方改革を着実かつ継続的に進めていけるような業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとしました。

Ⅱ 教職員の働き方の実態

1 教職員実態調査（R7）より

(1) 時間外勤務に関する結果

	小学校	中学校
100 時間以上	0%	3.6%
80 時間～100 時間未満	3.5%	4.6%
45 時間～80 時間未満	28.0%	29.0%
45 時間以下	68.4%	62.3%

- ・市内全体では、時間外勤務の改善傾向がみられますが、80時間以上の時間外勤務が中学校で約8%、小学校で約3%みられます。
- ・100時間を超える割合が中学校で3%を超え、校種間での業務量の差が見られる結果となりました。
- ・令和7度の年休取得は平均で約10.5日となり、昨年度に比べ年休の取得は減っています。

(2) ストレスチェックの結果

＜1＞ストレス反応（偏差値）

ある一定以上のストレスを受けた時に感じる心理的・身体的な反応。既に心や体の反応として表れている結果。

※50を基準に低い数値ほど要注意。網掛け＝改善項目

	今年度【R7】	前年度【R6】
活気がある	51.4	50.5
イライラ感のなさ	50.9	50.9
疲労感のなさ	47.1	46.7
不安感のなさ	50.0	49.0
躁鬱感のなさ	50.3	48.9
身体愁訴のなさ	48.7	48.1

- ・前年度と比較して改善傾向が見られます。
- ・「疲労感」や「身体愁訴」によってストレスを感じている数値が基準値の50を下回っており、時間外在校等時間の増加に起因しているものと思われます。
- ・人的支援はもとより、各学校での業務量の偏り等の見直し、保護者対応等にチームとして対応する等、具体的な改善策を考えていきたいです。

〈2〉ストレス要因（偏差値）

ストレスを生じさせる外界からの刺激。低くなると次第に心理的・身体的ストレス反応として表れる。

※50 を基準に低い数値ほど要注意。網掛け＝改善項目

	今年度【R7】	前年度【R6】
負担感のなさ(量)	46.2	44.8
負担感のなさ(質)	45.0	44.4
負担感のなさ(身体的)	42.2	42.2
対人関係のストレスのなさ	53.9	52.2
職場環境によるストレスのなさ	55.0	56.0
仕事の裁量度の高さ	51.6	50.0
技能の活用度の高さ	52.5	53.8
仕事の適正度の高さ	52.5	51.3
働きがいがある	55.0	55.0

- ・前年度と比較して改善項目が多く見られます。
- ・「負担感」の3つ全てにおいて基準値の50を下回っており、業務量の平準化、見直し等に、さらに取り組む必要性を感じます。
- ・特に「身体的な負担感」によってストレスを感じる数値が前年度に引き続き低くなっており、時間外在校等時間の縮減が求められることが伺えます。

Ⅲ 本計画における目的・目標

1 目的

夢や希望を育む学校にするためには、毎日、子どもたちと接する教職員が能力を最大限発揮し、魅力あふれる存在でなければいけません。そのためには、一人一人の教職員が心身ともに健康であることが大切です。

また、授業をはじめ、学校が担うべき業務に専念し、意欲と誇りをもって教育活動にあたることが重要です。

昨年度に引き続き、本市教育委員会及び公立小中学校は、「本気になって」、「できることから今すぐに」を合言葉に連携・協働して、限られた時間の中で効果的な教育活動を行うことができる状況づくりに努めます。

また、教職員の健康の保持増進及び生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、日々の生活の質や教職人生を豊かにできるよう、教職員の働き方改革を着実に進め、伊東市教育委員会の基本方針「生涯にわたって学び続ける伊東市民」「夢や希望を育む園・学校」の実現を目指します。

2 目標

3年間を目途に下記の3つの重点目標を掲げ、伊東市教育委員会と学校、地域等が連携協働し、各小中学校の地域性や校種の特性に応じた具体的な手立てを講じると同時に、一つの検証手段として数値目標（目標達成に向けた具体的な施策の進捗、効果を測る数値目標等）を設定し取組を進めます。

目標1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進します。

目標2 学校及び教師が担う業務改善(明確化・適正化)を進めます。

目標3 学校の組織運営体制のあり方を模索します。

本プランの目指す姿の実現に向けて、学校業務改善に関する取組を積極的・計画的に実施するため、次のとおり、KPI(成果指標)を設定します。

(KPI とは、Key Performance Indicator の略で目標達成に向けた具体的な施策の進捗・効果を測る数値目標)

区分	KPI・成果指標	目標値	参考値 R7 調査
職員の働きがい	①自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合	100%	未実施
	②児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合	100%	未実施
時間外削減	③時間外在校時間等が月当たり 45 時間を超える教員の割合	30%	48.9%
	④1 年間における教員の時間外在校等時間の 1 箇月平均時間	30 時間以下	38 時間
健康確保措置	⑤ストレスチェック「ストレス反応」すべての項目の偏差値	50.0 以上	平均 49.7 50 以上 4/6 項目
	⑥年次有給休暇の年間平均取得日数	16 日	10.5 日

IV 具体的な取組

1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進

(1) 伊東市立小中学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

① 趣 旨

教育職員が心身ともに健康で、その職責を遂行するためには、働きやすい環境を整えることが必要であり、本来、決められた勤務時間の中で、授業や授業準備、児童生徒と向き合う時間などが確保されるべきです。

令和2年度に、勤務時間の管理を適切に行うために「伊東市立小中学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定しました。また、令和3年度に「伊東市公立小中学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」を策定しました。この方針・規則をもとに、長時間勤務是正の指標となる時間外勤務の上限の目安時間や学校における勤務時間の把握方法を定め、時間意識の高い働き方の定着を引き続き目指していきます。

② 対象職員

伊東市小中学校の教育職員

③ 時間外勤務の上限の目安時間

原 則：**月 45 時間以内・年 360 時間以内**

（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む。）

特 例（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合）：

月 100 時間未満・年 720 時間以内

（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む。）

ただし、月 45 時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数月（2 か月～6 か月）それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が 80 時間以内

④ 上限の目安の対象となる時間外勤務のイメージ(下図塗りつぶし部)

○ 平日の校務処理等 (校内・校外)

業務外・ 自己研鑽	超 勤 4 項目	授業	休憩	授業	超 勤 4 項目	業務外・ 自己研鑽
		成績処理・授業準備等			部活動指導 成績処理・授業準備等	
		7 時間 45 分 + 休憩				

※業務に従事した時間から正規の勤務時間及び休憩時間を除いた時間が対象。

※超勤 4 項目とは、校長が時間外勤務を命ずることができる生徒実習・学校行事・職員会議・非常災害等緊急対応をいう。

○ 週休日・休日の校務処理等

業務外 ・ 自己研鑽	部活動指導 成績処理 授業準備 等	業務外 ・ 自己研鑽
------------------	-------------------------	------------------

※週休日・休日については業務に従事した全ての時間が対象。

⑤ 勤務時間等の考え方と把握方法

項 目	内 容	把握方法
①在校時間	(校内)出勤から退勤までの時間	C4th (教職員入力)
	(校外)校外での勤務の時間	実施要領等
②条例等で定められた勤務時間	1 日につき 7 時間 45 分 ※短時間勤務の者は割り振られた時間 ※休暇、職専免の時間を除く	—
③休憩時間	勤務時間に応じて校長が与える時間	—
④自己研鑽の時間	自らの判断による専門性や教養を高める為の勉強や自主的な研究会への参加等に係る時間	C4th (教職員入力)
⑤その他業務外の時間	所定勤務時間前後の食事や読書、職専免活動等の業務とはみなされない活動を行った時間	C4th (教職員入力)
⑥在校等時間	業務に従事した時間	C4th

(勤務時間)	①－③－④－⑤	(自動計算)
⑦上限の目安の対象となる勤務時間	在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間 ⑥－② (①－②－③－④－⑤) ＝在校等時間－(正規の勤務時間－休暇・職専免)	C4th (自動計算)

「労働時間の状況」の把握方法

出退勤カードを使用し、校務支援システム（C4th）の出退勤時刻等勤務時間記録簿により把握する。勤務時間に入らない時間帯がある場合には、使用者の現認、自己申告等の客観的な方法により把握する。

(2) 負担軽減を図るための勤務時間・勤務日への配慮

- ① 対象となる教育職員は、時間外勤務が1日2時間くらいの上限となるよう努めていきます。また、勤務時間に合わせて児童生徒の登下校時刻を各校で設定していきます。
- ② 伊東市教育委員会は学校閉庁日の拡大（長期休業中 夏季は4日間程度）を継続し行い、確実に年休等の休暇が取れるような環境づくりに努めます。
- ③ 伊東市小中学校の管理職は定められた勤務時間前、勤務時間後の勤務体制への配慮を行います。
- ④ 小学校、中学校ごとに学校が対応する窓口（玄関、電話等）の時間帯を設定（7:30～18:30）します。設定時間や留守番電話機能を導入し、その運用方法等を検討していきます。また、設定した時間を保護者等に通知文書を送付したり、HPに掲載したりして地域や保護者の理解を求めています。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- ① 各校における労働安全衛生管理の周知
 学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）のリーフレットを各校に送付し、周知を図りました。引き続き各校では、職員会議・研修等を通じて適宜説明し、体制整備への理解を求めます。また、公立学校共済組合の「職場の健康づくり支援事業」等を活用します。

学校に求められる労働安全衛生体制

教職員 50 人以上の学校で選任・設置

衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者
産業医（健康管理医）：産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者
衛生委員会：衛生に係る業務を担当する者

教職員 10～49 人の学校で選任・設置

衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

教職員体制に関係なく整備

面接指導体制、ストレスチェック（50 人未満は努力義務）

② 市教育委員会による整備

法令上求められている体制整備を市教育委員会を行います。また、法令上の義務が課されていない場合でも可能な限り労働安全衛生管理体制の充実に努めます。

（例：衛生推進者の選任、労働安全指導体制の整備、ストレスチェック体制の整備、現行健康診断の継続実施等）

(4) 教職員ひとりひとりの意識改革

- ① 校長等管理職にあつては、研修を行ったり、文科省の動画を視聴したりするなど働き方改革の理解を深めます。また、学校経営書に記載するなど「働き方改革」に関する目標を実現するための取組を着実に進めます。
- ② 同じような成果であれば、より短い時間でその成果を上げた教職員に高い評価を与えるなど働き方の観点を踏まえた人事評価を実施します。
- ③ 各校での学校評価や市教育委員会の自己点検・評価を活用します。
- ④ 教育職員にあつては、自らの心身の健康の保持増進のため、業務のあり方や進め方等を見直します。また、働き方改革コーディネーターを中心に県教育委員会の働き方改革に関する施策や、各校の地域性や実態に応じた取り組みを広げていきます。そして、学校における適切な業務分担等につなげるため、「勤務時間」を正確に記録します。

- 2 学校及び教師が担う業務改善（明確化・適正化）
 学校が担うべき業務を大きく分類すると以下のようになります。

学校が担うべき業務

- ①学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく
学習指導
- ②児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な**生徒指導・進路指導**
- ③保護者・地域等と連携を進めながら、これらの教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な**学級経営や学校運営業務**

こうした業務に加え、その関連した業務も多い状況です。しかし、本来誰が担うべき業務であるか、それぞれの負担軽減をどう図るのかについては明確になっていません。

そこで、教師が専門性を発揮できるか、児童生徒の生命・安全にかかわるかといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していくとともに、役割分担・適正化のために市教育委員会と学校で取り組むべき具体的な方策を考えていかななくてはなりません。

(1) 学校が担う業務改善の明確化と適正化の具体的方策

＜1＞ 学校以外が担うべき業務

改善方法		内 容
①	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」A⑤関係)	・教育委員会への相談体制を整備する。 ・スクールロイヤーとの連携を図る。
②	体育館・運動場等の学校施設の貸し出し (「3分類」A⑦関係)	・貸し出しについては伊東市スポーツ協会が行う。 ・施設の鍵の貸し出しについては、R8年度以降にオートキーボックスを設置する。

＜2＞ 教師以外が積極的に参画すべき業務

改善方法	内 容
③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (「3 分類」B④ 関係)	・ 外部団体への学校施設の貸与については、スポーツ協会が行っている。 ・ プール清掃を業者に依頼している学校がある。 ・ 水泳の授業自体を地域のスイミングスクールに依頼する計画を進めている。
④ 部活動 (「3 分類」B⑧ 関係)	・ 「部活動あり方委員会」を実施し、R9 年度の夏以降、伊東市部活動を発足させる。 ・ R13 年度を目標に、地域展開を行う。 ・ 伊東市スポーツ協会等との連携を図る。

＜3＞ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

改善方法	内 容
⑤ 授業準備、学習評価や成績処理 (「3 分類」C②③ 関係)	・ 校務支援システムを利用した学習評価、成績処理を行っている。 ・ 自動採点システム「百問繚乱」の導入を検討している。

○ 各校での具体的な取組の事例

改善方法	内 容
① 日課の見直しにより、時間外勤務の縮減に迫る	通知表の二期制を受け、ステージを 5 期制から 4 期制に変更する。4 期制にすることで、職員会議の回数を見直していく。
	児童生徒の登校時間を 10 分から 15 分程度繰り下げ、朝の時間外勤務時間を縮減できるようにする。
	清掃を月、水の週 2 回とする。また、部活動の活動時間を縮減したり、部活動指導後の下校指導を多少削減したりすることで、時間外勤務の削減を図り、業務負担軽減につなげる。
	朝運動や朝読書を廃止し、昼や放課後に回数を削減した形で実施する。児童の下校時間を早め、職員の教材研究や事務処理の時間を確保する。
② 行事や取組の見直しや削減により業務負担の軽減に迫る	4 月に実施していた家庭訪問を取りやめ、個別面談を実施する。
	運動会の種目数について、児童の出場回数を確保した上で削減し、事前練習や準備の業務軽減を図った。
	体育祭及び文化祭の内容を見直した。コロナ前の内容をそのまま戻すのではなく、内容を精選したことで、練習、本番に余裕をもって取り組むことができた。

		学校評価アンケート（児童生徒・保護者）の ICT 化を実施し、印刷、回収、集計の手間を省いた。 夜間に実施される地区の祭典やそれに向けた練習を見回っていたが、祭典への事前指導のみ行うように変更した。 朝運動は実施していない。清掃を昼休み後ではなく朝に実施することで、昼食後は昼休みから 5 校時の流れになり時間の余裕を生み、負担軽減につなげるようにしている。 連絡事項等については、紙媒体や口頭から、校務支援システムの掲示板を活用するように変更した。
③	会議の見直しや削減により業務負担の軽減または会議時間の縮減に迫る	職員会議のペーパーレス化を図った。「協議事項」と「連絡事項」のすみ分けをし、連絡事項は校務支援システム（連絡掲示板）を活用し、定時で職員会議を終了できるようにした。 校務支援システムの「会議室」を活用することで、打ち合わせ時間が平均 15 分となった。 職員会議内容を事前に指導部長がチェックすることで、会議の時間超過を防いだ。 代表委員会（生徒会）の議案を ICT 化し、印刷や製本、配布等に係る時間を削減した。
④	評価活動の効率的な取組により業務時間の縮減に迫る	教職員による学校評価について、全体計画の全分掌について全て ABC 評価を取る形ではなく、「担当、分掌から諮りたいこと」「担当、分掌へ伝えたいこと（課題、改善案）」に絞って記述する評価を行い、次年度の学校運営に向けた協議を効率的・効果的に行っていく。 評価活動を ICT 化（Google フォーム等を活用）し、集計に係る手間を縮減することで、業務時間と負担を軽減した。
⑤	業務改善への意識を向上させる	担任が子どもと触れ合ったり、教材研究したりする時間をつくるために、SSS を積極的に活用する。（授業で使用するプリントの印刷、掲示物の作成、作品展示等） 校務分掌の見直し、支援員や SSS の活用、集金業務の受け渡しなどを進め、教職員の業務改善に対する意識化を図り、教師本来の業務である子供と向き合う時間の確保につなげた。
⑥	その他	指定研究発表資料の ICT 化をし、資料を PDF で各校に配布し、印刷、製本、発送に係る時間を削減した。 情報学習の講演（指導）をオンライン（ZOOM）で行うことで、会場準備や講師案内などの業務が不要となった。

		職員会議におけるタイムマネジメントの徹底を図り、提案や検討などの内容や配当時間を明確にした。予定時間になったらチャイムを鳴らすようにすることで、職員の時間を守ることへの意識向上をねらった。時間短縮や超過勤務が生じない会議運営につながった。
		学校と保護者間の欠席や健康観察等で ICT を活用する。電話連絡に係る業務を削減した。

○ 教育課程の編成における具体的な改善方法

改善方法		内 容
①	適正な授業時数の計画と実施	主幹教諭・教務主任を中心に学習指導要領を基準として教育課程の編成・実施を行う。その際、教師の働き方改革に配慮する。 例・予備時数を 10～30 時間程度にする。 ・1、2 学期に適切な時数管理を行い、3 学期に過剰な時数はカットできるようにする。
②	学校行事の精選によるゆとりある教育活動	管理職、主幹教諭・教務主任を中心に定期的に学校行事の評価を行い、各校の目標に沿った学校行事となっているのか、目標の焦点化とゆとりある行事予定を立てる。 例・遠足の内容を検討する。・持久走大会を廃止する。 ・自然教室の 2 泊 3 日の日程を 1 泊 2 日とする。 ・運動会を午前中のみで開催とする。 ・生徒が主体的に活動する行事となっているかを重要視し、体育的行事、文化的行事の活動内容を見直す。さらに練習時間の削減や準備の削減を行う。 ・PTA 奉仕作業でプールの予備清掃をし、プール清掃の時間と負担を削減する。
③	日課変更等による事務処理・教材研究等の時間の確保	学校評価等を受けて、主幹教諭・教務主任を中心に日課を工夫し、放課後等に事務処理・教材研究の時間を確保したり、定時退庁できるようにしたりする。 例・清掃を週 2 回、部活動の終了時間を 16：30 とし、生徒の活動時間を確保する。 ・成績処理の時間を確保できるような日課の工夫を行う。

④	朝の日課の工夫	主幹教諭・教務主任が中心となり、朝の日課の見直しを行い、時間外勤務の解消や各校の学校経営方針に合わせた日課となるようにする。 例・勤務時間内での朝の運動の実施。 ・朝読書の回数の見直し（週に2回 担任の読み聞かせ廃止）
⑤	会議の運営の工夫や精選	随時、管理職や各担当は、学校で行われる会議が本当に必要か、より効率的に運営することはできないかという視点に立って会議の精選や内容の工夫を図る。 例・職員会議をペーパーレスにする。 ・職員会議の日の清掃をなくし、開始時間を早く設定する。 ・校務支援システムの会議室機能を活用し、事前に意見集約をしておく。（時間短縮） ・開始時刻と終了時刻を厳守するため、持ち時間の確保をしたり、チャイム活用したりする。 ・月1回の職員会議の回数の精選をする。（年8回）

(2) 実行するための市教委の具体的な事業（新規、拡充、継続、検討）

＜1＞ 市教委主導で行う市内学校共通の具体的な取組

具体的な取組		内 容	
①	学校徴収金等への対応 ※事務職員部・教育総務課に協力を依頼	学校徴収金への対応を市内で統一化することで事務処理の合理化を図れるよう検討を進めていく。 例・徴収方法の効率化 ・学校徴収金の口座振り込み ・未納者への対応（児童手当の充当等） ・就学援助費の対応	継続
②	文書管理の統一化 ※事務職員部に協力を依頼	文書管理の市内統一化を図り、定期的に各校で確認することで効率化を図る。 例・処務規程に定められたファイルの作成と徹底 ・市内でモデル校を決め、来た文書を一覧にしてどのファイルに保存するか指示 ・受付文書への分類番号の記載（文書受付をする際に、事務職員が文書に分類を記載）	継続

③	市内行事の見直し ※生涯学習課に協力を依頼	市教委主催行事の見直し、精選を図る。（各種大会や教室、補導業務等）	継続
④	市教委主催研修等の見直し	夏季研修のねらいを明確にし、無理や無駄のない研修・研究活動の見直しを行う。 市教委訪問の廃止。	継続
⑤	調査・報告・出張・配布物等の精選 ※市役所各課、関係団体等に依頼	各校に依頼する調査や照会、配布物等について、必要性の精査や配布時期の検討を求める通知を関係団体、市役所各課へ発出したり、削減に向けて検討したりする。また、各種出張についても人数、時期、内容等を精査する。	継続
⑥	学校閉庁日の設定	夏季休業中に平日 4 日間の学校閉庁日を設定し、休暇等を取得しやすい環境を整える。学校閉庁中、長期休業中の緊急時の電話対応を市教委が行う。	継続
⑦	学校窓口時間の設定	小学校、中学校ごとに学校が対応する窓口（玄関、電話等）の時間帯を設定する。また、R5 年度より留守番電話機能等を導入した。設定した時間（18 時 30 分より 7 時 30 分）を保護者等に通知文書を送付したり、HP に掲載したりする。	継続
⑧	地域・保護者等へ学校の働き方改革に対する理解と啓発	各校の学校だより等で地域・保護者への啓発通知を配布する。各課・団体からの調査・統計・配布物の精選を依頼する通知を配布する。	
⑨	学校研修の見直しと精選	各校で研修の精選、指定発表の簡素化、研修の見直し等を行う	
⑩	働き方改革事例集の作成	各学校の特色ある取組をまとめた事例の集約を行う。（共同学校事務室等の推進により実施可能な事例の集約、支援員の活用事例の集約も含む）	
⑪	外部人材の活用	地域ボランティア、地域コーディネーター、交通指導員、学校見回りサポーター等外部人材の活用を検討する。	
⑫	他の団体への要望	PTA 活動の教職員の参加体制の見直しを図る。	

〈2〉 予算を伴う事業

改善方法		内 容	
①	特別支援教育支援事業	R7 年度より「LITALICO 教育ソフト」を全校導入し、特別支援教育の推進とともに ICT 化や業務効率の向上を図っていく	継続
②	外国人英語指導者配置事業	外国語指導助手 (ALT) による小中学校での英語指導を通し、国際理解教育を推進する。	拡充
③	学校司書配置事業	小中学校に司書を配置し、学校図書館を整備及び活用することにより、学校図書館の充実を図る。	継続
④	ICT 環境の整備事業	新学習指導要領の実施に対応するため、Wi-Fi、PC、電子黒板、タブレット等の環境整備を行う。	継続
		新たな教育環境整備のアフターケアにより効果的に機器を活用するため、ICT 支援員を配置する。	拡充
⑤	校務支援システムの活用	各校からの希望をもとに集合研修や活用研修を実施する。また、よいところみつけ、連絡掲示板、ネットワークの活用等を積極的行ったり、指導案、ワークシートのデジタル保存を行ったりする。	継続
⑥	保健帳票の効率化	名簿の一元化や校内での情報共有を円滑にするため、C4th 保健管理機能を R5 より導入をした。 また、健康診断票の作成機能を刷新し、処理効率の軽減を図った。(R8)	継続
⑦	共有フォルダーの活用	事務職員を中心に、共有フォルダーを活用し、業務の効率化を図っていく。	新規
⑧	適正な勤務時間の把握	出勤退勤時刻等勤務時間記録簿と出勤簿の統一化を行い、事務作業の効率化を図る。	継続
⑨	部活動ガイドライン	部活動ガイドラインを遵守しながら部活動をすすめていく。また、各校の運用状況を把握しながら、効率的・効果的な部活動のあり方を検討したり、ガイドラインの遵守や見直しをしたるなどして教職員の負担軽減も図る。 例 活動時間と休養日の設定、中体連中文連との連携	継続

		外部指導者、スポーツ協会等の大会運営支援の検討等	
⑩	部活動の地域展開	部活動の在り方検討委員会の提言をもとに、部活動の地域展開を随意進めていき、教職員の負担軽減を図っていく。R9 年度夏以降から伊東市部活動を発足させる。	継続
⑪	様々な課題に対応する方策	学校で保護者へ適切に対応したり、理不尽な対応を迫る保護者へ対応したりするために伊東市でスクールロイヤーを配置する。	検討 継続
⑫	長期休業中の対応	各小中学校が長期間にわたり、閉庁する際は、学校より保護者に「緊急時には市役所に電話連絡する」よう知らせる。市教委は連絡体制整備を行う。 閉庁日等の校内見回りの委託化等については検討する。	継続
⑬	相談体制の強化	教育委員会において SSW、保健師、ICT 支援員などの専門性の高い人材を任用する。	継続

＜3＞ その他

具体的な取組		内 容	
①	地域・保護者等へ学校の働き方改革に対する理解と啓発	各校の学校だより等で地域・保護者への啓発通知を配布する。各課・団体からの調査・統計・配布物の精選を依頼する通知を配布する。	継続
②	学校研修の見直しと精選	各校で研修の精選、指定発表の簡素化、研修の見直し等を行う。	検討
③	働き方改革事例集の作成	各学校の特色ある取組をまとめた事例の集約を行う。（共同学校事務室等の推進により実施可能な事例の集約、支援員の活用事例の集約も含む）	新規
④	外部人材の活用	地域ボランティア、地域コーディネーター交通指導員、学校見回りサポーター等外部人材の活用を検討する。	検討
⑤	他の団体への要望	静教研活動の事業見直しと精選を提言する。 例 夏季研究大会のあり方	検討
		市教研の事業見直しと精選を提言する。 例 自由研究、図工展、席書、書初め等の見直し	検討

		PTA 活動の教職員の参加体制の見直しを図る。	検討
--	--	-------------------------	----

3 学校の組織運営体制のあり方

(1) 事務職員の経営参画

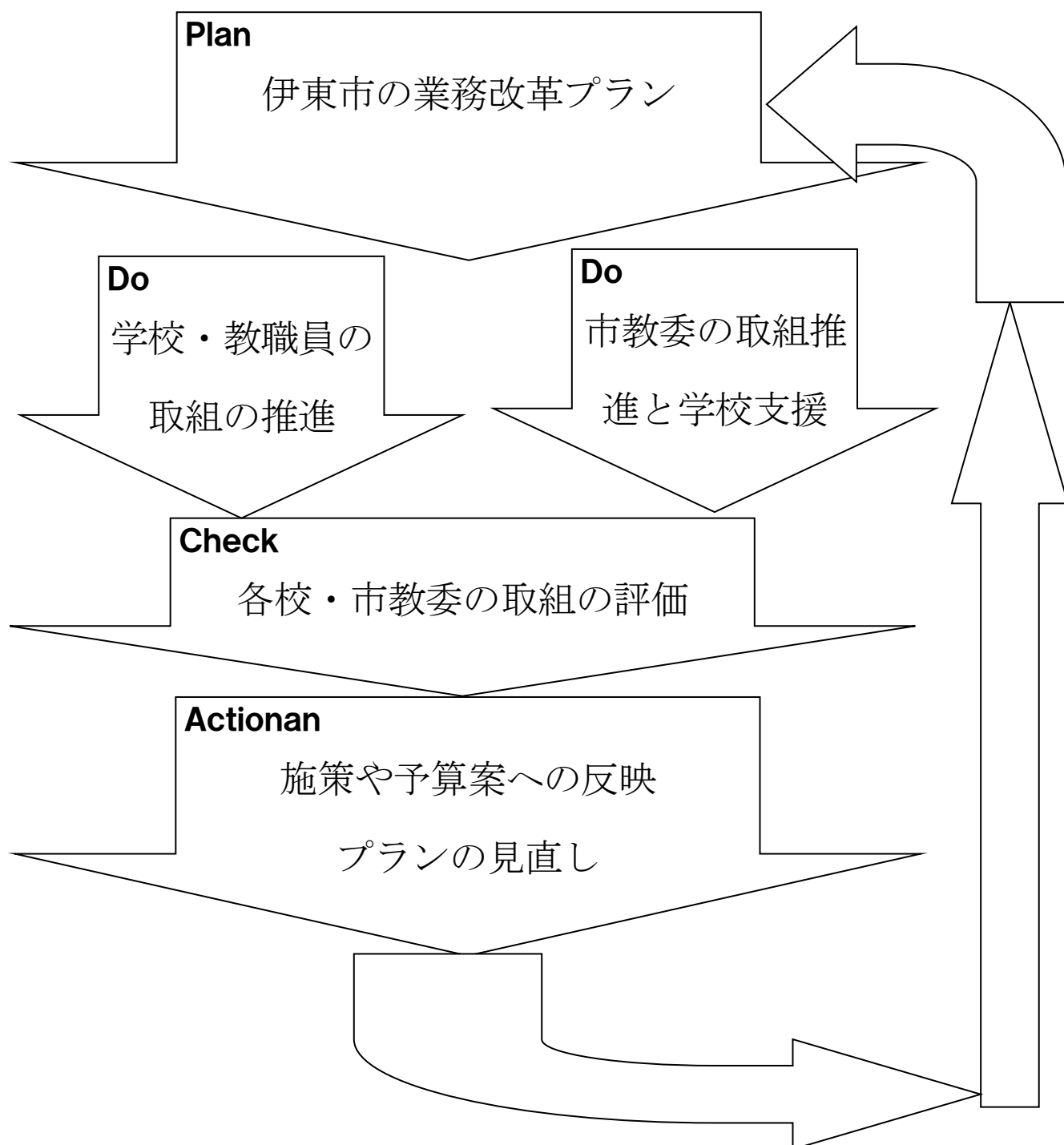
・専門性を生かしつつ、より広い視点に立って校務運営へ学校事務職員の参画を一層拡大していきます。

例・事務部の教育計画の統一化を検討し、学校事務の軽減を図ったり、事務部の全体計画を作成する際、チームでモデル案を作成したものを全体で協議したりする。

- ・共同学校事務室を活用し、事務職員が校務運営に参加できるようにするために役割分担の明確化、事務の標準化および効率化を意識する。また、一括処理事務を拡充したり、環境整備（パソコン台数増、ネットワークの整備、学校内に室（部屋）を設置等）をしたりする。
- ・学校事務作業を軽減するため、帳票や台帳、提出書類のシステム化を図る。（備品管理システム導入・補充教材の作成書類のシステム導入等）

V PDCA サイクルに基づいた検証サイクル

本計画に掲げた取組は、定期的な計画・実行・評価・見直しにより継続的な改善を図る仕組み（PDCA サイクル）を活用し、常に最新な状態で管理し実効性を高め、必要に応じて計画の見直しを行いながら着実な推進を図ります。



参考文献

- ・中央教育審議会答申

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 （2019年1月25日中教審第213号）

- ・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

（2019年1月25日文科科学省）

- ・「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について

（2019年3月29日文科科学省）

- ・「平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」

（2019年3月29日文科科学省）

- ・「学校における業務改革プラン」

（2019年4月4日静岡県教育委員会）

- ・「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」

（2019年6月28日文科科学省）

- ・三島市立学校働き方改革プラン

（2019年2月三島市教育委員会）

- ・「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」

（2022年8月中央教育審議会答申）

（2023年9月中央教育審議会提言）

- ・全国の学校における働き方改革事例集

（2022年4月文科科学省）

（2023年2月文科科学省）

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」

（2025年6月18日文科科学省）

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」

（2025年9月26日文科科学省）

- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A」

（2025年7月11日文科科学省）

- ・「第3期静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画」（静岡県教育委員会）

- ・静岡県版「学校と教師の業務の3分類」の提供について（通知）

（2026年1月8日静岡県教育委員会）